

2017年12月28日

ZAPPALLAS

各 位

会 社 名 株式会社ザッパラス
代表者名 代表取締役会長兼社長 川嶋 真理
(コード番号 3770 東証第一部)
問合せ先 取締役 小林 真人
T E L 03-5656-2758 (代表)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2017年12月28日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、社外協力者に対し、下記の通り新株予約権を発行することを決議致しましたので、お知らせ致します。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価値と等しい払込金額にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施致します。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の中長期的な業績拡大と企業価値の増大を目指すにあたり、当社が運営を開始しました占いTV等新規事業において、社内外の幅広い知見を活用することによりコンテンツの質を高め、ユーザーの皆様にお届けする体験をより素晴らしいものとする必要があると認識しております。今回、その貢献に対するインセンティブ付与を目的として、社外協力者に対して、有償にて新株予約権を発行することを決定いたしました。

なお、本新株予約権の行使条件としましては、当該社外協力者に対して、当社の中長期的な企業価値向上への貢献を期待するものであることから、株価をその指標とすることと致しました。また、当社株価が現在の株価の約3割に相当する120円を下回った場合において、本新株予約権の行使を当社が指示できる条件を設定しております。（かかる場合には原則行使の指示を行いますが、大規模な自然災害などの天変地異に近い状態になった場合の株価下落時にまで強制行使とするのは、本新株予約権の本旨からは外れると考えております。よってかかる場合には、取締役会の決議を経て行使を免除する可能性がございます。）

これにより当社株価の下落時には割当予定先である社外協力者にも、既存株主の皆様と同様の株価変動リスクを負っていただくことにより、株価上昇に向けたインセンティブを強める効果を期待しております。なお、行使条件において、上昇時と下落時の判定タイミングに違いを設けましたのは、前述のとおり、この施策は社外関係者をモチベートし、当社と社外協力者が一体となり当社の企業価値を高めることを目的としたもので、過度にリスクを背負わせることは本旨から外れると考えたためです。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.88%に相当しますが、本新株予約権は割当予定先である社外協力者に当社の株価上昇へのインセンティブとして付与しているものであり、社外協力者の当社事業への貢献は当社の連結業績の拡大と、企業価値の向上に繋がるものと認識しております。これは株価上昇に向けたインセンティブを強める効果を期待するものであり、株式の希薄化規模は合理的であると考えます。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,200個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式120,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権1個あたり516円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下、「赤坂国際会計」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。そのため、本新株予約権の払込金額は本新株予約権の公正価値と等しい金額であり、有利発行には該当しない。

なお、赤坂国際会計は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2017年12月27日の東京証券取引所における当社株価の終値403円/株、株価変動性25%、予定配当額5円、無リスク利率マイナス0.1%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額403円/株、満期までの期間、株価条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の前日の終値である金403円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新規発行前の1株あたりの時価

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2018年6月1日から2028年5月31日までとする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

ア 2018年6月1日から2021年5月31日までの間に金融商品取引所における当社普通株式の

普通取引終値が一度でも1,000円（但し、上記（2）に定める行使価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、調整後の行使価額に応じて適切に調整されるものとする。）以上となった場合に限り、本新株予約権の行使ができるものとする。

イ 2018年6月1日から2021年5月31日までの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が、いずれかの連続する5営業日の全てにおいて、120円（但し、上記（2）に定める行使価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、調整後の行使価額に応じて適切に調整されるものとする。）を下回った場合には、当社は本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）に対し残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使するよう指示することができるものとし、当該新株予約権者はこれに従わなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

ウ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

エ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

オ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

カ その他の条件については、別途締結する新株予約権割当契約に定めるところに従う。

4. 新株予約権の割当日

2018年1月17日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併に関する合併契約、当社が分割会社となる会社分割に関する分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換に関する株式交換契約もしくは当社が完全子会社となる株式移転に関する株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2018年1月17日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外協力者 8名 1,200個

III. 割当予定先の選定理由等

1. 割当予定先の概要

割当予定先の概要	社外協力者 8名	
当社と割当予定先との関係	出資関係	無し
	人事関係	無し
	資金関係	無し
	取引関係	「占いTV」及び「占いフェス」事業において企画、制作、人材採用に関わる業務を委託している個人及び、法人の役職員となります。

なお、本新株予約権の付与にあたり、当社は割当予定先である社外協力者に対し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、割当予定先に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。また、当社は割当予定先の社外協力者に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、何らの関わりがないことを確認するとともに、東京証券取引所に「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を提出しております。

2. 割当予定先を選定した理由

中長期的な連結業績の拡大と企業価値の増大を目指すにあたり、現在注力しております占いTV事業および、占いフェス事業における社外協力者のさらなる貢献へのインセンティブ付与を本新株予約権の目的としております。

今回の割り当て予定先はいずれも占いTV事業等の、企画、制作、プロモーションなど、その根幹に関わる取引先であり、事業を推進する重要な関係者として、当社の株価水準を意識しつつより強固な関係を構築することにより、一層の企業価値の増大や株主価値の向上に資する事を企図しております。

3. 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

以 上